

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年 8 月27日
【会社名】	チッソ株式会社
【英訳名】	CHISSO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 田 敬 三
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目 3 番23号
【電話番号】	(06)6441-3251
【事務連絡者氏名】	大阪事務所長 谷 新
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
【電話番号】	(03)3243-6375
【事務連絡者氏名】	総務部長 宗 昭 浩
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は2024年4月4日付で、福岡高等裁判所において控訴の提起をうけ、2024年8月21日に控訴状の送達がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該控訴の提起があった裁判所及び年月日

①控訴の提起があった裁判所 福岡高等裁判所

②控訴の提起日 2024年4月4日

(2) 当該控訴を提起した者

①訴訟を提起した者 控訴人 森 正直 外142名

②住 所 控訴人 熊本県水俣市 外

(3) 当該訴訟の内容及び損害賠償請求金額

①訴訟の原因及び提起に至った経緯

控訴人（合計143名）は水俣病に罹患しているとして、当社及び国、熊本県に対して、原告（控訴人）一人当たりにつき慰謝料及び弁護士費用450万円を連帯して支払うように請求する訴えを、熊本地方裁判所に提起していました。

2024年3月22日に、原告の請求をいずれも棄却する旨の第一審判決の言渡しがありましたが、本件控訴人はこの判決を不服として、福岡高等裁判所に対し当社及び国、熊本県を被控訴人とする控訴を提起したものです。

②当該控訴の内容及び損害賠償請求金額

控訴人は、原判決を取り消し、被控訴人らに対して、控訴人について1人につき450万円の損害賠償及び遅延損害金を支払うよう求めています。

以上